２０２２年
（令和4年度）

第20回　定期総会

日　時　令和４年５月１２日（木）

午後１時３０分から

会　場　はぴすしらおか３・４・５

白岡市観光協会

令和４年度　白岡市観光協会　定期総会　次第

日時　令和４年５月１２日(木)
　　午後１時３０分から
会場　はぴすしらおか会議室３・４・５

１　開　　会

２　あ い さ つ

３　議　　事

議案第１号　会則の改正（案）について

議案第２号　令和３年度事業報告及び収支決算について

議案第３号　令和４年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

４　来 賓 祝 辞

５　閉　　会

提出議案

議案第１号　会則の改正（案）について

議案第２号　令和３年度事業報告及び収支決算について

議案第３号　令和４年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

以上、議案を提出いたします。

令和４年５月１２日
白 岡 市 観 光 協 会
会 長　藤井　栄一郎

議案第１号　会則の改正（案）について

現　行	改正後
第１章　総則 （事務所） 第２条　協会は、事務所を白岡市保健センター分館内に置く。 付　則 １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　（略） （略） ８　第２条の改正規定については平成２４年５月２日から施行する。	第１章　総則 （事務所） 第２条　協会は、事務所を白岡市商工観光課内に置く。 付　則 １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　（略） （略） １１　第２条の改正規定については令和４年８月１日から施行する。

議案第２号　令和３年度事業報告及び収支決算について

自　令和３年４月１日　　至　令和４年３月３１日

１　事業概要

当協会は会員・市民の皆様と共に「観光をとおしたまちづくり」を推進し、設立から１９年目を迎えました。身近にある観光資源を磨き、魅力あふれるものとして他の地域の方々に評価していただくことにより、市内の方々に愛着を持っていただくことを目的としています。

令和３年度も新型コロナウイルス禍の状況でございましたが、イベント・資源研究・宣伝広報の３部会が中心となり、感染対策を行いつつ「元荒川観桜会」「柴山沼魅力アップ事業」「動画によるPR」「オープンガーデン白岡」などの事業を実施いたしました。工夫を凝らし、実施可能な事業を展開し、白岡市の魅力アップに大きく貢献することができました。

このように事業を無事に運営できましたことは、協会員の皆様をはじめ、市当局の御支援、御協力の賜であり、厚くお礼申し上げます。

なお、各事業の詳細につきましては、以下のとおり御報告いたします。

２　組　織

⑴　会　員

法人会員	３７件	(昨年度と　同件数)
団体会員	３６件	(昨年度より　１件増)
個人会員	５９３件	(昨年度より１９件減)
個人事業者会員	７２件	(昨年度と　５件減)
賛助会員	５件	(昨年度と　同件数)
合　計	７４３件	(昨年度より２３件減)

⑵　役　員(５０音順・敬称略・令和４年３月３１日現在)

会　長	藤井 栄一郎			
副会長	江原浩之	佐々木 操	弓木裕一	
理　事	板垣時夫	大久保 要夫	大髙雅史	大橋　登
	黒須三惠	小島 洋子	髙橋幸造	滝澤 茂夫
	常見三郎	出石 二三夫	長島一夫	中村 隆夫
	野口　晃	細谷 まき江	松原 生勇	南　宣男
	森田秀幹	山本 一夫		
監　事	大橋忠夫	中村 輝久		

⑶　部会組織（５０音順・敬称略）

ア　イベント部会

部 会 長　山本　一夫

副部会長　滝澤　茂夫　　長島　一夫

部 会 員　江原浩之　　佐々木　操　　髙橋幸造　　常見三郎

出石二三夫　　森田　秀幹

特別部会員　小野克己　　神田與作　　佐藤　清孝　　高橋　芳春

早津　信幸

イ　資源研究部会

部 会 長　大久保 要夫

副部会長　板垣時夫　　南　　宣男

部 会 員　大橋　　登　　大髙雅史　　松原　生勇

特別部会員　興　　淳明　　菱沼　賢司　　藤沼　貞夫

ウ　宣伝広報部会

部 会 長　中村　隆夫

副部会長　野口　　晃　　小島　洋子

部 会 員　黒須三惠　　細谷まき江　　弓木裕一

特別部会員　金子　明美　　岸本　俊夫　　東川　　勲　　福島　　勇

渡部作夫

３　会　議

⑴　定期総会

ア　開 催 日　令和３年５月７日(金)

イ　場　　所　はぴすしらおか会議室３・４・５

ウ　議　　題　㈠　令和２年度事業報告及び収支決算について

㈡　令和３年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

㈢　役員の改選（案）について

⑵　第１回理事会

ア　開 催 日　令和３年４月１５日（木）

イ　場　　所　はぴすしらおか会議室６・７

ウ　議　　題　㈠　令和３年度定期総会提出議案について

㈡　令和３年度定期総会の運営（案）について

㈢　令和３年度協会員の継続及び新規加入（案）について

⑶　第２回理事会

ア　開 催 日　令和３年５月７日（金）

イ　場　　所　はぴすしらおか会議室３・４・５

ウ　議　　題　㈠　会長の選任について

㈡　副会長の選任について

㈢　部会員の選任（案）について

⑷　第３回理事会

ア　開 催 日　令和４年２月８日（火）

イ　場　　所　白岡市役所会議室１０２

ウ　議　　題　事務局長の選任及び事務局職員の事務分掌について

⑸　第１回幹事会

ア　開 催 日　令和３年７月１日(木)

イ　場　　所　観光協会

ウ　議　　題　㈠　正副幹事長の選任について

㈡　総合事業について

㈢　その他

⑹　第２回幹事会

ア　開 催 日　令和３年８月２０日（金）

イ　場　　所　観光協会

ウ　議　　題　㈠　事務所の移転について

㈡　その他

⑺　第３回幹事会

ア　開 催 日　令和３年９月２７日（月）

イ　場　　所　市役所庁議室

ウ　議　　題　㈠　事務所の移転と今後の観光事業について

㈡　その他

⑻　第４回幹事会

ア　開 催 日　令和３年１１月４日（木）

イ　場　　所　観光協会

ウ　議　　題　㈠　会員親睦研修視察について

㈡　その他

⑼　第５回幹事会

ア　開 催 日　令和４年２月１４日(月)

イ　場　　所　観光協会

ウ　議　　題　�᠈　令和３年度総合事業報告について

�᠈　令和４年度総合事業計画（案）について

㈠　その他

⑽　部会

部会名	開催日	議　題
イベント部　会	令和３年　５月　７日（金）	⑴　正副部会長の選任について
	令和３年　６月１０日（木）	⑴　令和３年度部会事業について ⑵　その他
	令和４年　１月１７日（月）	⑴　令和３年度部会事業報告について ⑵　令和４年度部会事業計画(案)について ⑶　その他
資源研究部　会	令和３年　５月　７日（金）	⑴　正副部会長の選任について
	令和３年　６月　７日(月)	⑴　令和３年度部会事業について ⑵　その他
	令和４年　２月　３日(木)	⑴　令和３年度部会事業報告について ⑵　令和４年度部会事業計画(案)について ⑶　その他
宣伝広報部　会	令和３年　５月　７日（金）	⑴　正副部会長の選任について
	令和３年　６月１７日(木)	⑴　令和３年度部会事業について ⑵　その他
	令和３年１１月１２日(金)	⑴　会報第３７号について ⑵　２０２２年カレンダーについて ⑶　ウォーキングマップについて ⑷　その他
	令和４年　２月１７日(木)	⑴　令和３年度部会事業報告について ⑵　令和４年度部会事業計画(案)について ⑶　その他

４　事　業

⑴　イベント部会

ア　第１９回駅からハイキング協力

㈠　期　日　令和３年１０月１日（金）～３日（日）（１日（金）は雨で中止）

㈡　コース　大山地区の自然・梨畑を見ながらウォーキング

新白岡駅西口　→　全龍寺　→　住吉神社　→　柴山沼　→

柴山諏訪八幡神社　→　柴山伏越　→　内宿駅（約 10.5km）

㈢　参加者　６３４名

イ　河川を利用した事業

実施日	実　施　内　容	参加人員
4 月 18 日（日）	ポイント⑥～⑨立体交差部のゴミ拾い	10 人
5 月 11 日（火）	オルレアのための雑草取り	9 人
6 月　5 日（土）	元荒川の水質調査（14 回目）	8 人
6 月 26 日（土）	オルレアの種取り（2.08 kg）	10 人
9 月から	希望者にオルレアの種配布（観光協会・市役所にて）	
9 月 5 日（土）	オルレアのための雑草取り	5 人
9 月 11 日（土）	オルレアの種蒔き（元荒川舟仮置場・黒沼用水脇）	9 人
10 月　9 日（土）	東北新幹線→利根川→埼玉大橋→一般道→柳生駅（往路に同じ）、平地の３県境見学コース（自転車による）	3 人
11 月 6 日（日）	ポイント①～⑤立体交差部のゴミ拾い	13 人
11 月 8 日（月）	ルレアの種蒔き（白岡中央通り花壇 49 ヶ所）	8 人
11 月 20 日（土）	オルレアのための雑草取り	10 人
12 月 3 日（金）	第 16 回サポーター会議	6 人
3 月 6 日（日）	ポイント①～⑤立体交差部のゴミ拾い	9 人
3 月 12 日（土）	第 12 回観桜会のための河川内外の清掃	15 人
3 月 19 日（土）	第 12 回観桜会のための河川内外の清掃	18 人

ウ　新春を祝う豆まきまつりの協力（第２１回）（コロナ禍で中止）

・　令和４年１月３０日（日）（事前準備及び当日の運営）

エ　イベント協力

・　柴山沼こいのぼり事業、バンドフェスティバル、
白岡 GO!!DANCE FESTA、マチナカマルシェ、冬の蛍、西口 FOOD FESTA
白岡八幡神社催し、フードドライブ

オ　白岡めぐり当日運営

・　第３４回白岡めぐり（千駄野・実ケ谷・小久喜コース）
　　令和３年５月２２日（土）（コロナ禍で中止）

・　第３５回白岡めぐり（高岩・上野田・下野田コース　参加者３９名）
　　令和３年１０月２３日（土）

カ　木舟（八幡丸）の運航

(ｱ)　元荒川観桜会

a　第１１回観桜会（市民のみ）
　　令和３年４月　４日（日）　　午前９時～午後４時　５２名乗船

b　第１１回観桜会（市外の方も可）
　　令和３年４月　５日（月）　午前１０時～午後４時　３２名乗船

c　第１２回観桜会（市民のみ）
　　令和４年３月２７日（日）　　午前９時～午後４時　２４名乗船

d　第１２回観桜会（市外の方も可）
　　令和４年３月２８日（月）　午前１０時～午後４時　２７名乗船

※　新型コロナウイルス禍につき、グループ以外は同乗しないルールで実施した。
　　また、c、d については強風予報のため、１３時からの実施とした。

(ｲ)　新しい舟頭の募集

(ｳ)　八幡丸操船練習実績

月	日（曜日）	参加人数（人）	備　　考
5	9（日）	4	
6	5（土）	5	水質調査も行う
	20（日）	3	
7	3（土）		雨で中止
	17（土）		増水で中止
8	8（土）		台風 10 号で中止
	22（日）	0	
9	12（日）	0	
	25（土）	2	

キ　植栽事業

・　オルレアを中心に、植栽事業を行った（今年、種 2.08kg 採取）
　　８月中旬より希望者に種を配布した。
　　元荒川・星川をきれいにする会に協力を要請し、元荒川・星川合流点に種を蒔

いてもらった。

植栽場所は篠津伏越付近花壇、元荒川舟着場、舟着場上流側 5 区画、

白岡中央通り花壇 49 ヶ所

最近は、種を採取するときに熟した種のみを集めているので、種を作るのが楽になり、発芽も良好になった。

⑵　資源研究部会

ア　梨の花掛けボランティア

白岡の梨のＰＲをメインテーマに実施

㈠　参 加 者　１９０人（市内４６人　市外１４４人）

前回２００人（市内４４人　市外１５６人）

㈡　協力梨園　１８園（前回２０園）

イ　白岡めぐり

㈠　第３４回白岡めぐり

ａ　期　日　令和３年５月２２日（土）新型コロナウイルス感染防止の為中止

ｂ　コース　千駄野・実ヶ谷・小久喜コース

白岡市役所 → 総合運動公園 → 千駄野八幡神社 →

実ヶ谷久伊豆神社 → 実ヶ谷薬師堂 → 寿楽院 →

小久喜久伊豆神社 → 獅子博物館 → 白岡市役所（約 6.9km ）

㈡　第３５回白岡めぐり

ａ　期　日　令和３年１０月２３日（土）

ｂ　コース　高岩・上野田・下野田 コース（約 6.7ｋｍ）

高岩浄水場 → 忠恩寺 → 高岩天満神社 → 一里塚 →

上野田鷲宮神社→ 正伝寺 → 高岩浄水場

ｃ　参加者　３９名

㈢　歴史的碑文等説明看板の設置・調査

・　「小久喜・白岡・西地区の鎌倉街道」の説明看板の設置

寿楽院に設置

㈣　柴山沼魅力アップ事業

ａ　植栽

⒜　日　時　令和３年７月２８日（水）午前６時から

⒝　植　物　ヒガンバナの植え込み（赤３６０球と白４０球）

ｂ　清掃

令和３年１０月　７日（木）　午前９時から

令和３年１２月　６日（月）　午前９時から

令和４年　３月１５日（火）　午前９時から

⑶　宣伝広報部会

ア　会報の発行

㈠　第３６号（　７月）協会員に配布、公共施設にて自由配布

㈡　第３７号（１２月）協会員に配布、公共施設にて自由配布

イ　協会ホームページの運営

・　白岡市の魅力を手作りで広く素早く発信

ウ　市内行事等の宣伝

・ ホームページや会報等で市内の行事・イベントを宣伝、市の広報と協力
広報、新聞、情報誌などへ情報リリース、会員事業所等との協力による情報発信

エ　観光情報掲示板（白岡駅・新白岡駅）

・　イベント情報等を発信

オ　観光カレンダー発行

・　商工会と協力して発行　編集責任：観光協会
デザインとして使用する写真の募集を行った。
応募点数：３９点（１５名）
採 用 数：５点

カ　ウォーキングマップ発行

・　本年度は「柴山沼・柴山伏越周辺コース」を作成した。
ホームページ上でのデータ公開を主とする。

キ　動画によるＰＲ

・　「you tube」への動画をアップロード等
シリーズ「もっと白岡。」を開始した。

ク　商工観光アプリ協力

・　白岡市の商工観光アプリにおける情報発信作業協力

⑷　総合事業

ア　会員親睦研修視察

・　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

イ　第１０回オープンガーデン白岡

㈠　公開日　令和３年４月２４日（土）、２５日（日）
　　令和３年５月１５日（土）、１６日（日）

㈡　時　間　各日とも１０：００～１６：００

㈢　参加ガーデン　２３件

ウ　観光自転車貸出事業

㈠　日　　時　平日およびオープンガーデン開催日
　　１０時から１７時まで

㈡　場　　所　観光協会

㈢　保有台数　５台

㈣　利用者数　８９名（２８名がオープンガーデン時）

エ　まちなか花のオアシス事業

・　観光協会事務所前の市有地にガーデンを整備し、市内外の方の憩いの場を創出する。ボランティアを募り、除草・植え込み等の作業を行う。冬季にはイルミネーションも行う。
　月２回の活動（冬季は月１回）

オ　白岡中央通り美化活動

・　地元行政区と協力
　市の支出削減に貢献する。

カ　自主財源の確保

・　自動販売機設置による手数料収入

㈠　内　容　自動販売機を設置することにより、販売手数料を自主財源とする。

㈡　場　所　白岡市庁舎敷地内ＡＴＭ脇、現業棟前、勤労者体育センター２台、コミュニティセンター、Ｂ＆Ｇ海洋センター、老人福祉センター、保健センター分館、中央公民館、こもれびの森（計１０台）

キ　会員加入の促進

ク　事業協力スタッフ

・　元荒川観桜会、柴山沼魅力アップ事業、白岡中央通り美化活動

ケ　ガイド

・　本年度の実績は無し

コ　観光協会サポーター「ゴライト」

・　宣伝広報部会事業「もっと白岡。」出演
　白岡市、下呂市、深谷市、福島県平田村 COOL CHOICE 事業
　各地ダンスフェスタ、道の駅イベントなどに出演

サ　白岡まつり運営委員会主体事務局

・　第２９回白岡まつりは中止

シ　その他

・　篠津地区高台橋付近清掃活動協力

令和3年度白岡市観光協会　収支決算書

自　令和3年4月1日　至　令和4年3月31日

収入の部

（単位：円）

項	目	決算額(A)	予算額(B)	比較増減(A－B)	備　考
1　経常収入		**13,569,000**	**13,610,000**	**△ 41,000**	
	1　会費	1,229,000	1,270,000	△ 41,000	会員会費
	2　補助金	12,340,000	12,340,000	0	白岡市から
2　雑収入		**1,236,080**	**1,290,221**	**△ 54,141**	
	1　自動販売機	1,117,382	1,250,000	△ 132,618	販売手数料、電気代等
	2　広告収入	23,000	20,000	3,000	HP広告料等
	3　雑収入	95,698	20,221	75,477	ポスタープリント負担金等
3　事業等引当預金繰入		**700,000**	**0**	**700,000**	
	1　事業等引当預金繰入	700,000	0	700,000	
4　前期繰越金		**1,563,779**	**1,563,779**	**0**	
	1　前期繰越金	1,563,779	1,563,779	0	令和2年度から繰越
合　計		**17,068,859**	**16,464,000**	**604,859**	

支出の部

（単位：円）

1　事業費		**1,723,317**	**2,623,000**	**△ 899,683**	
	1　総合事業費	**747,738**	**960,000**	**△ 212,262**	
		0	50,000	△ 50,000	会員親睦研修視察
		190,870	210,000	△ 19,130	オープンガーデン
		130,677	130,000	677	まちなか花のオアシス事業
		9,900	20,000	△ 10,100	観光自転車貸出事業
		416,291	550,000	△ 133,709	事業振興費(自販機電気代等)
	2　イベント費	**270,252**	**470,000**	**△ 199,748**	
		95,896	100,000	△ 4,104	駅からハイキング
		164,152	110,000	54,152	河川を利用した事業
		0	50,000	△ 50,000	新春を祝う豆まきまつり協力
		0	200,000	△ 200,000	イベント協力
		10,204	10,000	204	イベント振興費
	3　資源研究費	**273,279**	**433,000**	**△ 159,721**	
		30,460	46,000	△ 15,540	梨の花掛けﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
		17,031	82,000	△ 64,969	白岡めぐり(2回→1回)
		179,300	175,000	4,300	歴史的碑文等説明看板
		45,130	120,000	△ 74,870	柴山沼魅力アップ事業
		1,358	10,000	△ 8,642	資源研究振興費
	4　宣伝広報費	**239,348**	**540,000**	**△ 300,652**	
		142,560	170,000	△ 27,440	会報の発行
		30,027	120,000	△ 89,973	市内行事等の宣伝
		58,410	90,000	△ 31,590	観光カレンダー
		3,803	150,000	△ 146,197	ウォーキングマップ
		4,548	10,000	△ 5,452	宣伝広報振興費
	5　組織強化費	**192,700**	**220,000**	**△ 27,300**	
		192,700	220,000	△ 27,300	粗品
2　管理費		**13,111,794**	**13,755,000**	**△ 643,206**	
	1　人件費	9,819,219	10,110,000	△ 290,781	給与等
	2　福利厚生費	1,799,662	1,860,000	△ 60,338	厚生年金保険料等
	3　旅費交通費	50,400	80,000	△ 29,600	通勤費
	4　事務費	434,752	540,000	△ 105,248	事務用品、物置等
	5　複合機リース費	390,629	450,000	△ 59,371	複合機、大判プリンタリース料
	6　車両管理費	93,643	150,000	△ 56,357	任意保険・ガソリン代等
	7　備品購入費	7,700	50,000	△ 42,300	冷蔵庫
	8　通信費	475,389	450,000	25,389	切手、はがき、郵送料等
	9　交際費	0	20,000	△ 20,000	慶弔金
	10　負担金	40,400	45,000	△ 4,600	県物産観光協会費、商工会費等
3　予備費		**0**	**86,000**	**△ 86,000**	
	1　予備費	0	86,000	△ 86,000	
4　事業等引当預金支出		**700,000**	**0**	**700,000**	
	1　事業等引当預金支出	700,000	0	700,000	
5　補助金返還支出		**863,779**	**0**	**863,779**	
	1　補助金返還支出	863,779	0	863,779	令和2年度補助金一部返還
6　次期繰越金		**669,969**	**0**	**669,969**	
	1　次期繰越金	669,969	0	669,969	令和4年度4月分給与等
合　計		**17,068,859**	**16,464,000**	**604,859**	

貸借対照表

令和４年３月３１日現在

（単位　：　円）

資産の部		負債・資本の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
現　金	0	預かり金	170,120
普通預金	1,258,659	未払金	418,570
事業等引当預金	1,700,000	事業等引当預金残高	1,700,000
器具備品	875,966	器具備品残高	875,966
車両運搬具	1,100,000	車両運搬具残高	1,100,000
		繰越剰余金	669,969
合　計	4,934,625	合　計	4,934,625

財産目録

令和４年３月３１日現在　　（単位　：　円）

科　目			概　要			金　額
資産	流動資産	現金 普通預金	期末現金残高			0
			埼玉りそな銀行白岡支店			742,551
			武蔵野銀行新白岡支店			1,667
			埼玉縣信用金庫白岡支店			9,421
			ＪＡ南彩白岡大山支店			505,020
	引当資産	事業等 引当預金	埼玉りそな銀行			700,000
			武蔵野銀行新白岡支店			500,000
			埼玉縣信用金庫白岡支店			500,000
	固定資産	器具備品	項目	数量	金額	875,966
			・デジタルカメラ一式(DSLR-A100)	1	142,499	
			・パソコン一式(iHS430HD)	1	180,684	
			・パソコン一式(Vostoro 3800)	1	77,738	
			・物置（TYR-400)	0.5	67,987	
			・大型メガホン(TOA ER-2830W)	1	38,000	
			・インクジェットプリンタ(EP-906F)	1	40,578	
			・花のオアシス物置	1	199,340	
			・パソコン(mouse SL5)	1	129,140	
		車両運搬具	・スズキエブリイPC	1	1,100,000	1,100,000
	資　産　合　計					4,934,625
負債	流動負債	預かり金	職員源泉所得税他			170,120
		未払金	嘱託・臨時職員給与他			418,570
	引当勘定	定期預金残高	定期預金対象勘定残高			1,700,000
	残高勘定	器具備品残高	器具備品対象勘定残高			875,966
		車両運搬具残高	車両運搬具対象勘定残高			1,100,000
	負　債　合　計					4,264,656
資産・負債差引額						669,969

写

監　査　報　告　書

白岡市観光協会の会則第２３条の規程に基づき、監査を行った結果について、下記のとおり報告する。

記

１　監査実施日　　令和４年４月１１日（月）
２　会　　場　　白岡市観光協会
３　監　査　人　　監　事　大橋忠夫
　　監　事　中村輝久
４　監査の対象　　令和３年度白岡市観光協会収支決算の関係書類
５　監査の結果　　令和３年度の会計業務を監査した結果、諸規則を遵守し、適正に処理されていることを認めた。

令和４年４月１１日

監　　事　　大橋忠夫　㊞

監　　事　　中村輝久　㊞

白 岡 市 観 光 協 会
会 長　藤井 栄一郎　様

議案第３号　　令和４年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

自　令和４年４月１日　　至　令和５年３月３１日

１　事業概要

事務所の移転に伴い、事務局体制の強化を図り、事業を確実に展開できる体制を整えます。また、引き続き、皆様に親しまれる観光協会であるべく努めます。

イベント・資源研究・宣伝広報の３部会を中心に、観光を通したまちづくり事業を会員・市民の皆様と共に積極的に推し進め、白岡市の魅力アップを目指し、シティプロモーションの一翼を担います。

会員加入の促進に努め、現実的な新規事業の創造を目指します。

会員の皆様には協会事業へのご理解を賜り、白岡市等関係諸機関との連携を密に保ちながら観光事業を通して白岡市の活性化を観光的な側面から推進いたします。

本年度の具体的な事業については、以下のとおりです。

２　具体的な事業

⑴　イベント事業

ア　第２０回駅からハイキング協力

㈠　期　日　令和４年１０月６日（木）　～　１０月８日（土）

㈡　コース　梨の里白岡　古道「鎌倉街道」と社寺を訪ねて

白岡駅東口　→　実ヶ谷久伊豆神社　→　岡泉観音堂　→　安楽寺　→

大徳寺　→　黒沼用水路・三ヶ村落堀交差地点　→

しらおか味彩センター　→　白岡駅東口（9.7ｋｍ）

イ　河川を利用した事業

実施予定日	実　施　内　容
4 月 16 日（土）	ポイント⑥～⑨立体交差部のゴミ拾い
5 月 19 日（木）	オルレアのための雑草取り
6 月　4 日（土）	元荒川の水質調査（15 回目）
6 月 25 日（土）	オルレアの種取り
9 月　3 日（土）	オルレアのための雑草取り
9 月 10 日（土）	オルレアの種蒔き（元荒川舟仮置場・黒沼用水脇）
9 月 24 日（土）	見沼代用水→東縁用水→見沼代用水通船堀→西縁用水→見沼代用水周回コース見学（自転車による）
10 月下旬～ 11 月上旬	オルレアの種蒔き（白岡中央道り花壇 49 ケ所）
11 月 5 日（土）	ポイント①～⑤立体交差部のゴミ拾い
11 月 19 日（土）	オルレアの雑草取り

12 月 1 日（木）	第 17 回サポーター会議
3 月 4 日（土）	ポイント①～⑤立体交差部のゴミ拾い
3 月 11 日（土）	第 13 回観桜会のための元荒川のゴミ拾い
3 月 18 日（土）	第 13 回観桜会のための元荒川のゴミ拾い

ウ　新春を祝う豆まきまつり（事前準備及び当日の運営協力　第２２回）

・　令和５年１月２９日（日）

エ　イベント協力

・　マチナカマルシェ、鯉のぼり事業、バンドフェスティバル、
マルシェデミズベリング、篠津の天王様、ダンスフェスタ、コスモスまつり、
わんぱく商店街、新春マラソン大会、冬の蛍など

オ　白岡めぐり当日運営（コース設定及び予算負担は資源研究部会）

㈠　第３６回白岡めぐり

㈡　第３７回白岡めぐり

カ　木船（八幡丸）運航について

㈠　元荒川観桜会

a　第１３回観桜会（市民のみ）

令和５年３月２６日（日）

b　第１３回観桜会（市外の方も可）

令和５年３月２７日（月）

㈡　新舟頭募集

キ　植栽事業について

・　オルレアを中心に、植栽事業を行う

植栽場所：①黒沼用水脇・②元荒川舟着場・舟着場上流側 5 区画

③白岡中央通り花壇 49 カ所

⑵　資源研究事業

ア　梨の花掛けボランティア

㈠　参 加 者　広報しらおか、新聞等にて募集

㈡　協力梨園　１７園

イ　白岡めぐり

㈠　第３６回白岡めぐり

a　期　日　令和４年５月２１日（土）

b　コース　千駄野・実ヶ谷・小久喜コース（約 6.9km ）

白岡市役所 → 総合運動公園 → 千駄野八幡神社 →
実ヶ谷久伊豆神社 → 実ヶ谷薬師堂 → 寿楽院 →
小久喜久伊豆神社 → 獅子博物館 → 白岡市役所

㈡　第３７回白岡めぐり

a　期　日　部会にて決定

b　コース　部会にて決定

ウ　歴史的碑文等説明看板の設置・調査

エ　柴山沼魅力アップ事業

㈠　植栽した木花の補植またはあらたな植栽
ヒガンバナの植え込み

㈡　清掃および植栽した箇所付近の除草を行う

⑶　宣伝広報事業

ア　会報の発行

㈠　第３８号（　７月）協会員に配布、公共施設にて自由配布

㈡　第３９号（１２月）協会員に配布、公共施設にて自由配布

イ　協会ホームページの運営

・　白岡市の魅力を手作りで広く素早く発信

ウ　市内行事等の宣伝

・　ホームページや会報等で市内の行事・イベントを宣伝
広報、新聞、情報誌などへ情報リリース、会員事業所等との協力による情報発信

エ　観光情報掲示板（白岡駅・新白岡駅）

・　イベント情報等を発信

オ　観光カレンダー発行

・　商工会と協力して発行　編集責任：観光協会
使用写真の公募を行う

カ　ウォーキングマップ発行

・　コース毎のウォーキングマップを発行

キ　動画によるＰＲ

・　「you tube」に動画をアップロードする

⑷　総合事業

ア　会員親睦研修視察

㈠　日　程　令和４年秋頃

㈡　行　程　会報第３８号（７月）にて告知

イ　第１１回オープンガーデン白岡

㈠　公開日　令和４年４月２３日（土）、２４日（日）
　　令和４年５月１４日（土）、１５日（日）

㈡　時　間　各日とも１０：００～１６：００

㈢　参加ガーデン　２３件（予定）

ウ　観光自転車貸出事業

㈠　日　時　平日およびオープンガーデン開催日
　　１０時から１７時まで

㈡　場　所　観光協会

㈢　料　金　無料

㈣　台　数　５台（オープンガーデン開催時は１５台）

エ　まちなか花のオアシス事業

・　観光協会事務所前の市有地にガーデンを整備し、市内外の方の憩いの場を創出する。ボランティアを募り、除草・植え込み等の作業を行う。冬季にはイルミネーションも行う。
　月２回の活動（冬季は月１回）

オ　白岡中央通り美化活動

・　地元行政区と協力
　市の支出削減に貢献する。

カ　自主財源の確保

・　自動販売機設置による手数料収入

㈠　内　容　自動販売機を設置することにより、販売手数料を自主財源とする。

㈡　場　所　白岡市庁舎敷地内ＡＴＭ脇、現業棟前、勤労者体育センター２台、

コミュニティセンター、Ｂ＆Ｇ海洋センター、老人福祉センター、
保健センター分館、中央公民館、こもれびの森（計１０台）
１２月を目途に自販機の設置は市役所の管理となる予定

キ　会員加入の促進

ク　事業協力スタッフ

ケ　ガイド

コ　観光協会サポーター「ゴライト」

・　市内外のイベント等の活動の中で、白岡をＰＲしていただく

サ　観光マップ

・　事務所移転を反映させたものを増刷する

シ　白岡市観光協会２０周年記念事業

ス　白岡まつり運営委員会主体事務局

セ　その他

・　篠津地区高台橋付近清掃活動協力

令和4年度白岡市観光協会　収支予算書(案)

自　令和4年4月1日　至　令和5年3月31日

収入の部

項	目	R4年度予算額(A)	R3年度予算額(A)	比較増減(A-B)	備　考
1　経常収入		**10,560,000**	**13,610,000**	**△ 3,050,000**	
	1　会費	1,220,000	1,270,000	△ 50,000	会員会費
	2　補助金	**9,340,000**	**12,340,000**	**△ 3,000,000**	
		9,340,000	12,340,000	△ 3,000,000	白岡市から
2　雑収入		**960,031**	**1,290,221**	**△ 330,190**	
	1　自動販売機	920,000	1,250,000	△ 330,000	販売手数料、電気代等
	2　広告収入	20,000	20,000	0	HP広告料等
	3　雑収入	20,031	20,221	△ 190	ｲﾍﾞﾝﾄ参加者保険代等
3　前期繰越金		**669,969**	**1,563,779**	**△ 893,810**	
	1　前期繰越金	669,969	1,563,779	△ 893,810	令和3年度から繰越
合　計		**12,190,000**	**16,464,000**	**△ 4,274,000**	

支出の部

1　事業費		**2,718,000**	**2,623,000**	**95,000**	
	1　総合事業費	**1,200,000**	**960,000**	**240,000**	
		50,000	50,000	0	会員親睦研修視察
		210,000	210,000	0	オープンガーデン
		130,000	130,000	0	まちなか花のオアシス事業
		300,000	0	300,000	観光マップ
		20,000	0	20,000	白岡中央通り美化活動
		20,000	20,000	0	観光自転車貸出事業
		20,000	0	20,000	20周年記念事業
		450,000	550,000	△ 100,000	事業振興費(自販機電気代等)
	2　イベント費	**460,000**	**470,000**	**△ 10,000**	
		100,000	100,000	0	駅からハイキング
		100,000	110,000	△ 10,000	河川を利用した事業
		50,000	50,000	0	新春を祝う豆まきまつり
		200,000	200,000	0	イベント協力
		10,000	10,000	0	イベント振興費
	3　資源研究費	**448,000**	**433,000**	**15,000**	
		46,000	46,000	0	梨の花掛けﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
		82,000	82,000	0	白岡めぐり(2回)
		190,000	175,000	15,000	歴史的碑文等説明看板
		120,000	120,000	0	柴山沼魅力アップ事業
		10,000	10,000	0	資源研究振興費
	4　宣伝広報費	**400,000**	**540,000**	**△ 140,000**	
		170,000	170,000	0	会報の発行
		120,000	120,000	0	市内行事等の宣伝
		90,000	90,000	0	観光カレンダー
		10,000	150,000	△ 140,000	ウォーキングマップ
		10,000	10,000	0	宣伝広報振興費
	5　組織強化費	**210,000**	**220,000**	**△ 10,000**	
		210,000	220,000	△ 10,000	粗品等
2　管理費		**9,315,000**	**13,755,000**	**△ 4,440,000**	
	1　人件費	6,290,000	10,110,000	△ 3,820,000	給与・賃金・手当等
	2　福利厚生費	1,160,000	1,860,000	△ 700,000	厚生年金保険料等
	3　旅費交通費	10,000	80,000	△ 70,000	
	4　事務費	570,000	540,000	30,000	事務用品・消耗品・会議費等
	5　複合機等リース費	440,000	450,000	△ 10,000	複合機、大判プリンタリース料
	6　車両管理費	240,000	150,000	90,000	車検・任意保険・ｶﾞｿﾘﾝ代等
	7　備品購入費	50,000	50,000	0	
	8　通信費	490,000	450,000	40,000	切手、はがき、郵送料等
	9　交際費	20,000	20,000	0	
	10　負担金	45,000	45,000	0	県物産観光協会費、商工会費等
3　予備費		**57,000**	**86,000**	**△ 29,000**	
	1　予備費	57,000	86,000	△ 29,000	
4　補助金返還支出		**100,000**	0	**100,000**	
	1　補助金返還支出	100,000	0	100,000	令和3年度補助金一部返還
合　計		**12,190,000**	**16,464,000**	**△ 4,274,000**	

※　科目間の予算流用については会長に一任する

白 岡 市 観 光 協 会 会 則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この会は、白岡市観光協会（以下「協会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　協会は、事務所を白岡市保健センター分館内に置く。

（目的）

第３条　協会は、白岡市の観光事業の健全な発達と振興を図り、併せて地域産業の振興に寄与し、もって市民の生活、文化及び経済の向上に貢献することを目的とする。

（事業）

第４条　協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　観光事業に関する調査研究

（２）　観光事業の計画

（３）　観光に関する各種催しの開催及び支援

（４）　観光の紹介、宣伝及び観光客の誘致

（５）　特産品の開発、紹介及び頒布

（６）　観光資源の保護及び開発

（７）　観光施設の整備、運営

（８）　郷土芸能の保存、振興

（９）　事業の円滑な実施を確保するための基金の設置

（10）　その他協会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員及び会費

（会員の種類）

第５条　協会の会員は、協会の目的に賛同する個人及び法人等とし、その区分は次に定めるところとする。

（１）　個人会員　市内に在住又は在勤の個人

（２）　個人事業者会員

前１号に掲げるもので事業所を有する個人

（３）　法人会員　市内の法人

（４）　団体会員　市内の団体

（５）　賛助会員　前各号に掲げる以外の個人又は法人若しくは団体

（会費等）

第６条　協会の年会費は、１口 1,000 円とし、会費の種類により次のとおりとする。

（１）　個人会員　　１口以上とする。

（２）　個人事業者会員　　２口以上とする。

（３）　法人会員　　６口以上とする。
（４）　団体会員　　２口以上とする。
（５）　賛助会員　　２口以上とする。
２　協会に入会を希望するものは、所定の申込み用紙に会費を添えて、会長に提出するものとする。
３　会員は、毎年、所定の納期に会費を納入しなければならない。
４　会員は、協会を退会しようとするときは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。この場合において、会費納入後の退会については、会費の返納はしないものとする。

第３章　役員及び事務局

（役員の種類及び選任）
第７条　協会に次の役員を置く。
（１）　会長　　１名
（２）　副会長　　３名
（３）　理事　　３５名以内
（４）　監事　　２名
２　理事及び監事は総会において選任する。
３　会長及び副会長は、理事の互選とする。
４　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
（役員の職務）
第８条　会長は、協会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
３　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
４　監事は、会計を監査する。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。
２　役職によって選任された役員がその職を離れたときは､後任者がその役に就任するものとする。なお、その役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
（役員に対する報酬）
第 10 条　役員は無給とする。
２　役員には費用を弁償することができる。
（顧問）
第 11 条　協会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
（事務局）
第 12 条　協会の事務を処理するために事務局を置く。
２　事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

３　事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
４　事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第４章　会議

（会議の種類及び招集）
第 13 条　協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集して議長となる。
（総会）
第 14 条　総会は、定期総会と臨時総会とする。
２　定期総会は、会計年度終了後、すみやかに開催する。
３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の３分の１以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったときに開催する。
４　総会は、この会則に定めるもののほか、会則の変更など協会の運営に関する重要な事項を議決する。
（理事会）
第 15 条　理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の３分の１以上から会議の目的を示して開催の請求があったときに開催する。
２　理事会においては、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の決議した事項の執行に関する事項
（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
（定足数）
第 16 条　会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第 17 条　会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（会議における書面表決等）
第 18 条　やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその会議を構成する他の会員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前２条の規程の適用については、出席したものとみなす。

第５章　部会

（部会）
第 19 条　会長は、本会の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て部会を置くことができる。
２　部会の組織及び運営については、理事会に諮って、会長が別に定める。

第６章　会計等

（経費の支弁）

第 20 条　協会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって支弁する。

（会計年度）

第 21 条　協会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 22 条　協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

２　会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽易な変更については、この限りではない。

（事業報告及び決算）

第 23 条　協会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第７章　雑則

（個人情報の取り扱い）

第 24 条　必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別途定める「個人情報取扱方法」に基づき適正に運用するものとする。

（委任）

第 25 条　この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

付　則

１　この会則は、平成１５年３月２７日から施行する。

２　協会の設立当初の役員は、第７条第２項及び第３項にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第９条第１項の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日までとする。

３　協会の設立当初の事業年度は、第２１条の規程にかかわらず設立総会の日から平成１６年３月３１日までとする。

４　協会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第２２条第１項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

５　第５条、第６条第１項及び第７条第１項第３号の改正規定については、平成１６年４月１日から施行する。

６　第５条第１号の改正規定については、平成２０年４月１日から施行する。

７　第９条第２項の改正規定については、平成２１年４月１日から施行する。

８　第２条の改正規定については平成２４年５月２日から施行する。

９　この会則は、市制施行により一部改正し、平成２４年１０月１日から施行する。

10　第 24 条については、平成３１年４月２５日から施行する。